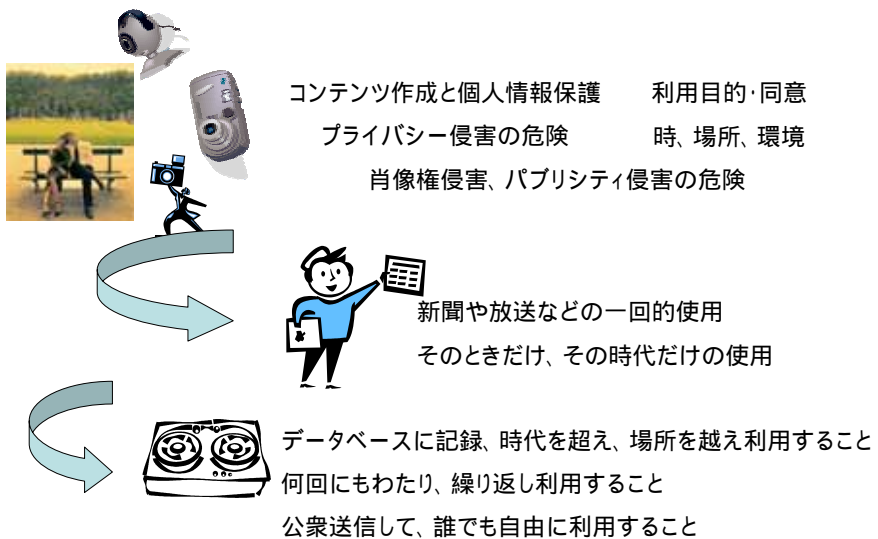


gコンテンツ・ワールド2007

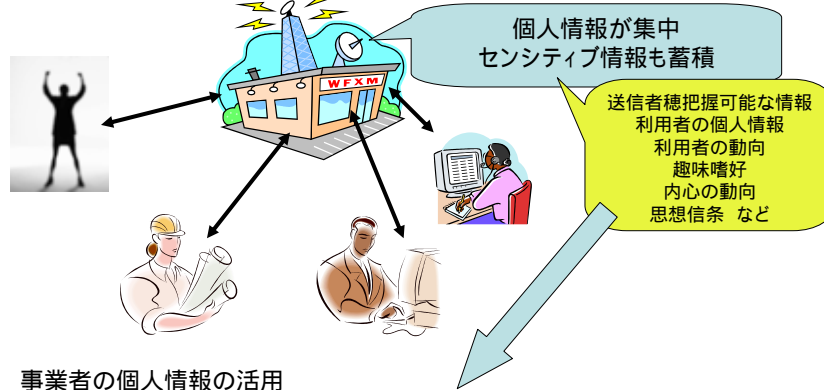
## コンテンツ流通と個人情報保護

2007年9月6日  
牧野総合法律事務所弁護士法人  
弁護士牧野二郎

## コンテンツ流通と個人情報の関係



## コンテンツ流通に伴う個人情報問題



### 事業者の個人情報の活用

利用者の情報を収集すること、利用目的の告知、同行為への承諾は必要  
本来の目的(集金、コンテンツ管理など)を超えて調査可能か、利用可能か  
非個人情報化して利用する場合  
当該個人へのサービス提供、好みに応じた情報提供、囲い込みの可否

## クッキーの無断使用は違法だが・・・

- インターネット上の広告サイトへのアクセス情報を無作為に収集し、利用することの可否
- 長年論争があったが、数年前に決着
- クッキーの利用には制限がある
- 利用する場合にはその告知をすべき  
・・・しかし、告知を読む前に取られているため、告知の実効性には疑問もある

このような認識との相関はあるか。収集した情報を活用して、よりニーズに沿った？情報を提供する作業

## 個人情報保護で、進んだ面

個人情報保護法により、進んだ面と遅れた面  
進んだ面……個人情報ということを知

これまでは何も意識しなかった

個人情報保護法が保護対象であると認識しなかった

……売買が自由、使いまわしは当たり前

初めて意識したこと

貴重な資産、本人から受託しているもの

事業者の緊張感が出てきたこと

事業資産としての重要性に気づく

プライバシーの保護という理念も定着しつつある

## 市民の意識がもっとも大きく変化した

これまで無関心でいた市民が、自分の情報を知られることに関心を持ち、注意するようになり

しかし

本来知らせるべきところに知らせない

有効な場面で情報提供拒否の傾向がある

- 個人情報の提供とサービス提供の関係
- 情報の対等性が必要、合理性、透明性

## 遅れてしまった面

個人情報活用の消極性

個人情報利用が怖い……事故が怖い

使わないことが得策といった誤解

現実の事例

- ・名刺は溜めない、直ぐ捨てる
- ・社員名簿は作らない
- ・座席表は表示しない
- ・ネームプレートも作らない
- ・DMを控える、メールも控える、名簿を捨てる
- ・利用目的が限定できない業務はしない
- ・CCには、同僚を入れてはいけない

その他学校現場や病院などで混乱続出・解決見えず  
同意がないとクラス名簿も、緊急連絡網も作れない！

## 間違いだらけの対策いろいろ

地図上の地番情報は使ってはいけない？！

DM送付、配布は目的を特定する？！

市販名簿も破棄するにはシュレッダー？！

もらった名刺は他の社員に見せるな？！

グループ企業内では自由に使って良い？！

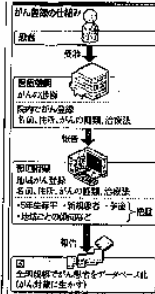
社員名簿は全員の合意で配布？！

座席表は張り出してはいけない？！

# 「がん登録」に患者ら賛否

## データ収集に個人情報保護の壁

がん対策基本法(07年4月1日施行)  
 ・国、自治体(以下「都」)は「がん登録推進委員会」をつくり、登録の目的と登録情報の範囲を定め、少なくとも年ごとに見直す。  
 ・登録推進委員会、登録の調査や診療の向上を図る。  
 ・患者が等しく適切な医療を受けられるよう専門医を育成し、専門医の確保に努める。  
 ・患者の病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。  
 ・情報提供義務を課せし、患者と医療者の間で情報を共有する。  
 ・病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。  
 ・病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。  
 ・病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。



「本人告知できず抵抗感」  
 「病院・治療選び役立つ」  
 「提供拒否に自治体困惑」  
 「制度づくりに議論必要」

がん登録の推進は、がん対策基本法に基づき、国と自治体で進められる。がん登録の推進委員会は、がん登録の目的と登録情報の範囲を定め、少なくとも年ごとに見直す。また、登録の調査や診療の向上を図る。患者が等しく適切な医療を受けられるよう専門医を育成し、専門医の確保に努める。患者の病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。情報提供義務を課せし、患者と医療者の間で情報を共有する。病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。病状経過や検査結果を共有し、受けられる医療をつくる。

## 企業にとって個人情報保護とは

- 個人情報とは、活用することによって、価値を生み出すことに意味があるはず(法律前文参照)
- 死蔵しておいては、何の意味もない。むしろ、有害
- 危険物として存在し、管理されない分さらに危険  
 企業は、資産として活用することが必要  
 常に意味のある、活用できる情報にする  
 活用することで、信頼関係の活用強化  
 活用して、その利益の一部で安全対策

個人情報活用の意味  
 積極的活用 = 信頼関係の確立  
 より強い信頼、顧客の囲い込み

## 顧客からの要望

- 顧客の立場から考える
  - 透明性はあるか、心外だと思われないか
  - 情報の等価性はあるか
    - 提供した情報よりも、有益な情報より有効な活用と情報提供
    - より強い信頼が生まれる
- ONE-TO-ONE の関係を確立すること
- より濃厚な関係を求める社会であること

## 個人情報保護、対策1年を迎えて

- 国民生活センターの1年のまとめ(2006.6.7)
  - 相談内容から見る問題点
    - 事故の公表義務について
    - グループ企業による利用問題
    - 入手方法に関する情報開示問題
    - 電話勧誘の問題点
- 企業活動に与える影響、萎縮効果
- 無関心と、行き過ぎと 落ち着くべきところ
- 最近の個人情報漏えい事件
  - 何も変わっていない
  - 以前から指摘されてきた危険
  - 当たり前の対策が行われていない

個人情報保護ガイドラインの見直し進むが基本の方針に変更なし

## 個人情報保護、2つの間違い

- いまだに業務改善していない  
無関心、怠惰、無責任なところがある  
情報セキュリティ対策の認識欠如  
倫理的、主観的対処ではだめ！制度として対応  
個人責任への押し付けは厳禁
- 事なかれ主義による問題回避的態度は問題  
情報は活用して初めて意味がある  
活用するためには、情報コントロール。合意必要。  
活用のための方針や体制整備が必須

## まとめ

- 個人情報とは、提供し、活用することに意味がある
- 個人情報の死蔵は全く意味がなく、有害
- 利用することで、本人との信頼関係が増加するような仕組みを考えること
- 個人情報を、非個人情報化して、活用する道も模索すること
- 顧客にとっての信頼を基礎におく必要がある